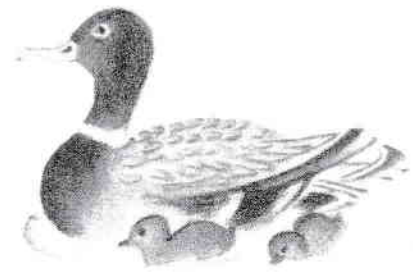


親鴨だより



2002年 9月号
第192号

今年の夏は地球温暖化の影響か、猛暑、酷暑、激暑の夏でしたが、ようやくしのぎやすい季節になりました。会員の皆様、如何お過ごしでしょうか。

最近、滋賀県では県営住宅の入居条件をめぐって日本語の不自由な外国人が排除されていた問題で、県は「外国人の県営住宅入居に関する取り扱い要綱」を改正し、「日本語が日常の会話において支障がない程度であること」「残存在留期間が1年以上の者」などの条件を削除して、決着が図られました。昨年末の滋賀県内の外国人登録者数は、約2万4千人。その半数が南米国籍者で、1990年に日系人の在留資格を緩和した改正入管法が施行されて、急増しているのが現状であります。彼らの多くは就労場所を斡旋する未登録の派遣会社の社宅や契約アパートに入居して家賃のぼったくり等にあつて、その派遣会社を訴えようとしても、そこを利用する友人達への影響を心配して泣き寝入りしているようで、このような一因もあつて、公営住宅の入居を希望する人達が増えているのが実情のようです。

今回の問題が表面化して、滋賀県知事はすぐに要綱の見直しを指示し、一方、県は外国人の公営住宅入居に関するアンケートを県内50市町村に実施した結果、何らかの規制を設けていた市町村のあることが分かりました。一方、県の相談機関には「通訳の同伴が認められなかった」「漢字のテストを求められた」などの苦情・相談が寄せられていました。

この問題は、かつて在日韓国・朝鮮人の入居を「国籍条項」で拒否した差別の経緯があり、地域住民の中から県に強い抗議が寄せられた国際人権問題であります。

今後滋賀県では、日本語が話せない外国人が申し込む際には、通訳者の同伴を認め、窓口にはポルトガル語など4カ国の会話マニュアルを備えつけることになりました。また、入居者が決定した外国人を対象に母国語による説明会の実施、翻訳された「入居のしおり」の配布、外国人に生活習慣の違いや自治会への加入などの理解を求めること、一方外国人支援グループとの連携を深めるなどのアクションを取ることが公表されました。

国際化が進むにつれ、定住外国人が抱える問題は多岐に広がり、県の相談機関に寄せられる相談件数は、昨年末で900件を超える数に急増しています。最も深刻な問題は、通訳者がいないため病状をうまく伝えられないなどの医療相談をはじめ、仕事や教育など生活に密着した内容が増え続けているのが実情です。

多文化・多民族のいろいろな人が地域に住むには、広報や標識、通訳を整備し、母国語で行政にアクセスできるシステムが必要であり、外国人を地域社会の一員とみて、住・食・文化などで住みよい社会をつくることを目指して、私たち市民も行政に協力していくことが必要ではないでしょうか。

私がかかわっている国際交流団体の事業の中で日本語教室の普及活動があり、日本語に困っている外国人に対して日本語を勉強していただく機会を提供しています。これから有志の皆さんとともに、多分化共生社会づくりを目指して活動が続けてまいります。

今回は地域の国際人権問題についてお伝えしました。

野洲支部 小熊俊夫